

4-2 受験上の配慮内容

以下の【ア】～【カ】の区分を参考に、受験上の配慮事項及び申請書類等を確認してください。（【ア】～【オ】の区分に該当しない場合は、「【カ】その他の配慮事項」の区分を参照してください。）

なお、各区分に記載している「全ての科目において配慮する事項（例）」及び「リスニングにおいて配慮する事項（例）」は、各区分の代表的な配慮事項の例です。「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）も併せて参照し、必要な配慮事項を申請してください。

【ア】視覚に関する配慮事項（「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）も併せて参照してください。）

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）				
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	左記以外で配慮する事項（例）
点字による教育を受けている者	点字解答 (注2)	1.5倍に延長	別室	<ul style="list-style-type: none"> 点字問題冊子(注5) 点字用解答用紙 下書き用紙 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> (数学・理科のみ) ・レーザーライター・レーザーライター用紙 ・レーザーライター用ボールペン </div>	<ul style="list-style-type: none"> 試験室入口までの付添者の同伴 試験場への乗用車での入構
①両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者	文字解答 (注3)	1.3倍に延長 (注4)	別室	<ul style="list-style-type: none"> 文字解答用紙 下書き用紙(数学・理科のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 試験室入口までの付添者の同伴 試験場への乗用車での入構 拡大文字問題冊子(14ポイント)の配付(一般問題冊子も配付)(注6) 拡大文字問題冊子(22ポイント)の配付(一般問題冊子も配付)試験室：別室(注6) 拡大鏡等の持参使用(拡大読書器を含む。) 窓側の明るい座席を指定
②視力以外の視機能障害(注1)が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者					
③上記以外で解答用紙にマークすることが困難な者					
上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者	_____				

(注1) 視野狭^{しやきょうさく}窄のような視野障害、明るいとこがまぶしく感じたり、暗いところが見えにくい明暗順応の障害、眼球が自分の意思とは関係なく動いたり揺れたりする眼球振盪^{がんきゅうしんとう}（眼振）などが該当します。

(注2) 試験問題冊子は、点字問題冊子です。また、解答に必要な点字器等（定規、コンパス、そろばん（盲人用又は一般用）を含む。）は、志願者が持参してください。点字器（パークインブレイラー等）は解答用のほか、下書き用を含め複数台持参し使用することができます。

なお、点字解答を希望する場合は、受験科目を、受験上の配慮申請書（表面）の⑩欄で選択してください。申請した受験科目については、「受験科目通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目を確認してください。（→29ページ）

(注3) 文字解答とは、文字解答用紙に受験者が選択肢の数字等を記入する解答方法です。（→20・21ページ）なお、数学及び理科においては、下書き用紙も配付します。

(注4) 1.3倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合には、その旨を受験上の配慮申請書「⑦その他の希望配慮事項等」欄に記入する（→36ページ）とともに、「診断書（視覚障害関係）」、「状況報告書（試験時間延長（1.3倍））」に加えて、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料（任意の様式で学校長又は専門家が作成したもの）を提出してください。（具体的な理由やこれまでの取組みが示してあれば、個別の教育支援計画・個別の指導計画の写しでも可能です。）

(注5) 「英語（リーディング）」及び「英語（リスニング）」の点字問題冊子については、統一英語点字（Unified English Braille: UEB）による表記となります。

リスニングにおいて配慮する事項（例）			必要な申請書類	
試験時間	音声聴取の方法			
右のどちらか一方を選択（注7）	1.5 倍に延長（連続方式）	CD プレーヤー（監督者が操作）	ヘッドホン（注9）	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書（→39 ページ） ・診断書（視覚障害関係）（→43 ページ） ※「診断書（視覚障害関係）」に代えて、「校長による点字学習の証明」（任意の様式）でも可能です。
	1.5 倍に延長（音止め方式）			
右のどちらか一方を選択（注7）	1.3 倍に延長（連続方式）	IC プレーヤー（注8）（受験者自身が操作）	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書（→39 ページ） ・診断書（視覚障害関係）（→43 ページ） ・状況報告書（試験時間延長（1.3 倍））（→53 ページ） 	
	1.3 倍に延長（音止め方式）	CD プレーヤー（監督者が操作）		
延長なし		IC プレーヤー（注8）（受験者自身が操作）	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書（→39 ページ） ・診断書（視覚障害関係）（→43 ページ） 	

- (注6) 拡大文字問題冊子（14ポイント・22ポイント）の形態等については、「4-5 拡大文字問題冊子」（→24・25ページ）を参照してください。
 なお、拡大文字問題冊子（22ポイント）を配付する者の試験室は別室となります。
 また、拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付を希望する場合は、**受験科目を、受験上の配慮申請書（表面）の⑩欄で選択してください。**申請した受験科目については、「受験科目通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目を確認してください。（→29ページ）
- (注7) **延長方式は、申請後は変更できません。**（→18・19ページ）
- (注8) ICプレーヤーの操作は、必要に応じて、監督者が補助します。
- (注9) ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又はCDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。

【備考】

- リスニングで使用するイヤホンが耳の形に合わず装着できないことによるヘッドホンの貸与については、受験上の配慮申請書では申請できません。
 別途、「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する必要がありますので、詳しくは、受験案内44ページや大学入試センターのホームページ（→裏表紙）を参照してください。
- タオル（サイズは問わない。）又は座布団等の持参使用のみを希望する場合は、受験上の配慮申請書による申請は必要ありません。詳しくは、受験案内15ページを参照してください。
- 上表及び「4 受験上の配慮事項」（→6ページ）に記載がない配慮事項を希望する場合は、事前に大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に相談してください。
- 病気・負傷や障害等によりマスクを着用できない場合は、配慮申請が必要になります。（→表紙裏）

【イ】聴覚に関する配慮事項（「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）も併せて参照してください。）

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）
①両耳の平均聴力レベル（注 1）が 60 デシベル以上の者	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳士等の配置及び注意事項等の文書による伝達（注 2） （両耳の平均聴力レベル（注 1）が原則として 60 デシベル以上の者） ・注意事項等の文書による伝達（注 2）
②上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・座席を前列に指定（注 3） ・補聴器又は人工内耳の装用（注 4）

（注1） 「両耳の平均聴力レベル」とは、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルであることを意味します。

（注2） 注意事項等の文書による伝達とは、試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし、受験者に配付するものです。

（注3） 「座席を前列に指定」以外で、試験室内での座席位置の配慮を希望する場合には、希望する座席位置を受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。

（記入例）

- ・座席を試験室正面に向かって右側に指定
- ・座席を試験室正面に向かって左側に指定
- ・座席を最前列に指定
- ・座席を2～3列目に指定

（注4） 無線通信機能（FM電波やBluetooth等）を用いた補聴援助システムは使用できません。FM電波等の受信機能がある場合は、その受信機能のスイッチを切って使用してください。

リスニングにおいて配慮する事項（例）	必要な申請書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 両耳の平均聴カレベル（注1）が原則として 60 デシベル以上の重度難聴者等で、リスニングを受験することが困難な者 リスニングの免除（注5） ・ 上記以外の者 音声聴取の方法（注6） 試験室：一般受験者と同室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験上の配慮申請書（→39 ページ） ・ 診断書（聴覚障害関係）（→45 ページ） <p>※リスニングの免除を申請する場合は、状況報告書（リスニング免除）（→55 ページ）も併せて必要になります。</p>

（注5） リスニングを免除した者については、大学入試センターから、英語のリーディングの成績とリスニングを免除した旨の情報を大学へ提供します。

（注6） 音声聴取の方法については、ICプレーヤー付属のイヤホンを使用する方法に代えて、以下の方法を申請することもできます。その場合は、**受験上の配慮申請書「④聴覚に関する配慮事項」の「リスニングにおける音声聴取の方法」欄で、希望する音声聴取の方法を選択してください。**

- ・ イヤホン又はヘッドホンの持参使用（Bluetooth等の無線通信機能は使用できません。）
- ・ CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式（別室）
- ・ 補聴器を外してイヤホンを使用
- ・ 補聴器又は人工内耳のコネクターに持参したコードを接続
- ・ ヘッドホンの貸与

なお、リスニングの音声は、左右とも同一の音声モノラルで流れます。

難聴や耳鳴等により片耳用のイヤホンの使用を希望する場合は、「イヤホン又はヘッドホンの持参使用」を選択してください。

また、「イヤホン又はヘッドホンの持参使用」や「補聴器又は人工内耳のコネクターに持参したコードを接続」等を許可された場合は、ICプレーヤーとの接続等を試験実施前に確認する必要があります。そのため、受験票に記載された「問合せ大学」に連絡してください。

【備考】

- 1 タオル（サイズは問わない。）又は座布団等の持参使用のみを希望する場合は、受験上の配慮申請書による申請は必要ありません。詳しくは、受験案内15ページを参照してください。
- 2 上表及び「4 受験上の配慮事項」（→6ページ）に記載がない配慮事項を希望する場合は、事前に大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に相談してください。
- 3 病気・負傷や障害等によりマスクを着用できない場合は、配慮申請が必要になります。（→表紙裏）

【ウ】 肢体不自由に関する配慮事項（「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）も併せて参照してください。）

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）				
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意又は配慮されるもの	左記以外で配慮する事項（例）
①体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者	チェック解答 (注1)	1.3 倍に延長 (注2・3)	別室	・チェック解答用紙 ・下書き用紙 (数学・理科のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者の配置（注6） ・1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・洋式トイレ又は障害者用トイレ（バリアフリートイレ）に近い試験室で受験 ・特製机・椅子の持参使用又は試験場側での準備（注7）
②両上肢の機能障害が著しい者					
③上記以外で解答用紙にマークすることが困難な者		延長なし			
体幹又は両上肢の機能障害が著しい者で、チェック解答が不可能な者	代筆解答 (注4)	1.3 倍に延長 (科目によっては、1.5 倍に延長) (注5)	別室	・代筆者 ・問題冊子2冊 (受験者用)	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の持参使用（注7） ・杖の持参使用（注8） ・試験室入口までの付添者の同伴
		延長なし			
上記以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする者					<ul style="list-style-type: none"> ・試験場への乗用車での入構

(注1) チェック解答とは、チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法です。(→22・23ページ) なお、数学及び理科においては、下書き用紙も配付します。

(注2) 試験時間の延長（1.3倍）でマークシートによる解答方法を希望する場合は、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。

また、リスニングの延長方式（連続方式又は音止め方式）も併せて記入してください。

(注3) 1.3倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合には、その旨を受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入する（→36ページ）とともに、「診断書（肢体不自由関係）」、「状況報告書（試験時間延長（1.3倍））」に加えて、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料（任意の様式で学校長又は専門家が作成したもの）を提出してください。（具体的な理由やこれまでの取組みが示してあれば、個別の教育支援計画・個別の指導計画の写しでも可能です。）

(注4) 代筆解答とは、受験者が問題番号と解答を口頭等で伝え、代筆者が、受験者に代わって解答用紙に記入する解答方法です。代筆解答では、受験者が発言した解答内容等を記録するために、全ての試験時間において、録音を行います。録音したデータは、解答内容の確認等の業務以外の目的で使用することはありません。代筆解答に該当する者が、解答手段として機器（音声出力による意思伝達装置、パソコン等）の持参使用を希望する場合は、審査の上、使用方法を制限して許可することがあります。

代筆解答を希望する場合は、**受験科目を、受験上の配慮申請書（表面）㉑欄で選択してください。**申請した受験科目については、「受験科目通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目を確認してください。(→29ページ)

(注5) 代筆解答で試験時間延長（1.3倍）に該当する者は、意思伝達に著しく時間を要すると認められる者です。ただし、数学（簿記・会計、情報関係基礎を含む。）は、試験時間が1.5倍となります。

なお、数学以外の教科・科目でも1.3倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合には、その旨を受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入する（→36ページ）とともに、「診断書（肢体不自由関係）」、「状況報告書（代筆解答）」に加えて、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料（任意の様式で学校長又は専門家が作成したもの）を提出してください。（具体的な理由やこれまでの取組みが示してあれば、個別の教育支援計画・個別の指導計画の写しでも可能です。）

リスニングにおいて配慮する事項（例）				必要な申請書類
試験時間		音声聴取の方法		
右のどちらか一方を選択（注9）	1.3 倍に延長（連続方式）	IC プレーヤー（注10） （受験者自身が操作）	ヘッドホン（注11）	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書（→39 ページ） ・診断書（肢体不自由関係）（→47 ページ）（注12） ・状況報告書（試験時間延長（1.3 倍））（→53 ページ）
	1.3 倍に延長（音止め方式）	CD プレーヤー（監督者が操作）		
延長なし		IC プレーヤー（注10） （受験者自身が操作）		
右のどちらか一方を選択（注9）	1.3 倍に延長（連続方式）	CD プレーヤー（監督者が操作）	CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書（→39 ページ） ・診断書（肢体不自由関係）（→47 ページ） ・状況報告書（代筆解答）（→57 ページ）
	1.3 倍に延長（音止め方式）			
延長なし				

（注6） 介助者とは、特別支援学校の教員等で、試験時間中における受験者の姿勢の変換、トイレ介助や痰の吸引などの医療的ケア等の専門的な介助を行う者のことです。必要とする介助内容を、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に詳しく記入してください。

なお、申請された介助内容が監督者等でも行うことができるような簡易的な補助である場合は、監督者等が補助します。（→17ページ）

（注7） 特製机・椅子の持参使用、特製机・椅子の試験場側での準備又は車椅子の持参使用を希望する場合は、希望する特製机・椅子や車椅子の規格等を必ず受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。（→33・34ページ）

（注8） 杖の持参使用のみを希望する場合は、受験上の配慮申請書の提出は必要となりますが、医師の診断書の提出は必要ありません。

（注9） 延長方式は、申請後は変更できません。（→18・19ページ）

（注10） ICプレーヤーの操作は、必要に応じて、監督者が補助します。

（注11） ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又はCDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。

（注12） 上肢の機能障害により、「チェック解答」、「試験時間延長（1.3倍）」を希望する場合は、診察の際に、医師の指示に従い「●志願者自署欄」、「●マーク塗りつぶし欄」、「●チェック欄」の各欄を記入してください。また、それぞれの所要時間を医師が記入します。書字能力等の程度を、大学入試センターにおける審査の参考とします。

【備考】

1 リスニングで使用するイヤホンが耳の形に合わず装着できないことによるヘッドホンの貸与については、受験上の配慮申請書では申請できません。

別途、「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する必要がありますので、詳しくは、受験案内44ページや大学入試センターのホームページ（→裏表紙）を参照してください。

2 タオル（サイズは問わない。）又は座布団等の持参使用のみを希望する場合は、受験上の配慮申請書による申請は必要ありません。詳しくは、受験案内15ページを参照してください。

3 上表及び「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）に記載がない配慮事項を希望する場合は、事前に大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に相談してください。

4 病気・負傷や障害等によりマスクを着用できない場合は、配慮申請が必要になります。（→表紙裏）

【エ】 病弱に関する配慮事項（「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）も併せて参照してください。）

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）
慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、消化器疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・ 杖の持参使用（注1） ・ 試験室入口までの付添者の同伴 ・ 試験場への乗用車での入構 ・ 別室の設定（注2） ・ トイレに近い試験室で受験 ・ 座席を試験室の出入口に近いところに指定

【オ】 発達障害に関する配慮事項（「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）も併せて参照してください。）

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）
学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等のため配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験時間の延長（1.3倍）（注3） ・ チェック解答（注4） ・ 拡大文字問題冊子（14ポイント）の配付（一般問題冊子も配付）（注5） ・ 拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付（一般問題冊子も配付）（注5） ・ 注意事項等の文書による伝達（注6） ・ 別室の設定（注2） ・ 試験室入口までの付添者の同伴

【カ】 その他（【ア】～【オ】の区分以外）の配慮事項（「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）も併せて

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）
【ア】～【オ】の区分以外で配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレに近い試験室で受験 ・ 座席を試験室の出入口に近いところに指定 ・ 別室の設定（注2）

（注1） 杖の持参使用のみを希望する場合は、受験上の配慮申請書の提出は必要となりますが、医師の診断書の提出は必要ありません。

（注2） 別室については、受験者の症状及び受験方法（試験時間延長の有無等）によって、別室を許可された他の受験者と同室になります。

なお、特に個室（試験室に受験者1名）を希望する場合は、受験上の配慮申請書「⑦その他の希望配慮事項等」欄に希望する旨を記入した上で、必要とする明確な理由を「状況報告書（別室の設定）」又は「状況報告書（発達障害関係）」に詳しく記入してください。大学入試センターが必要と判断した場合には個室とします。

（注3） 1.3倍の延長では試験時間の不足が見込まれるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合には、その旨を受験上の配慮申請書「⑦その他の希望配慮事項等」欄に記入する（→36ページ）とともに、「診断書（発達障害関係）」、「状況報告書（発達障害関係）」に加えて、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料（任意の様式で学校長又は専門家が作成したもの）を提出してください。（具体的な理由やこれまでの取組みが示してあれば、個別の教育支援計画・個別の指導計画の写しでも可能です。）

（注4） チェック解答とは、チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法です。（→22・23ページ）なお、数学及び理科においては、下書き用紙も配付します。

（注5） 拡大文字問題冊子（14ポイント・22ポイント）の形態等については、「4-5 拡大文字問題冊子」（→24・25ページ）を参照してください。

なお、拡大文字問題冊子（22ポイント）を配付する者の試験室は別室となります。

また、拡大文字問題冊子（22ポイント）の配付を希望する場合は、**受験科目を、受験上の配慮申請書（表面）の⑩欄で選択してください。**申請した受験科目については、「受験科目通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目を確認してください。（→29ページ）

リスニングにおいて配慮する事項（例）	必要な申請書類
_____	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書（→39 ページ） ・診断書（病弱関係・その他）（→49 ページ）（注1・2） ※別室での受験を希望する場合 状況報告書（別室の設定）（→59 ページ）も併せて提出

リスニングにおいて配慮する事項（例）			必要な申請書類
	試験時間	音声聴取の方法	
右のどちらか一方を選択（注7）	1.3 倍に延長（連続方式）	IC プレーヤー（受験者自身が操作）（注8）にヘッドホンを接続（注9）	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書（→39 ページ） ・診断書（発達障害関係）（→51 ページ） ・状況報告書（発達障害関係）（→61 ページ）
	1.3 倍に延長（音止め方式）	CD プレーヤー（監督者が操作）にヘッドホンを接続（注9）	
延長なし	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック解答を希望する者 IC プレーヤー（受験者自身が操作）（注8）にヘッドホンを接続（注9） ・上記以外の者 IC プレーヤーにイヤホンを接続 		

参照してください。）

リスニングにおいて配慮する事項（例）	必要な申請書類
<ul style="list-style-type: none"> ・途中退室を必要とするため、音声を一時停止することを希望する者 音声聴取の方法：CDプレーヤーにイヤホンを接続 試験室：リスニングのみ別室 ※ 途中退室する場合は、その都度監督者が再生を止めますが、途中退室した時間の延長は認めません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書（→39 ページ） ・診断書（病弱関係・その他）（→49 ページ）（注1・2） ※別室での受験を希望する場合 状況報告書（別室の設定）（→59 ページ）も併せて提出

（注6） 注意事項等の文書による伝達とは、試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし、受験者に配付するものです。

（注7） 延長方式は、申請後は変更できません。（→18・19ページ）

（注8） ICプレーヤーの操作は、必要に応じて、監督者が補助します。

（注9） ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又はCDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。

【備考】

- 1 リスニングで使用するイヤホンが耳の形に合わず装着できないことによるヘッドホンの貸与については、受験上の配慮申請書では申請できません。
別途、「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する必要がありますので、詳しくは、受験案内 44 ページや大学入試センターのホームページ（→裏表紙）を参照してください。
- 2 タオル（サイズは問わない。）又は座布団等の持参使用のみを希望する場合は、受験上の配慮申請書による申請は必要ありません。詳しくは、受験案内 15 ページを参照してください。
- 3 上表及び「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）に記載がない配慮事項を希望する場合は、事前に大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に相談してください。
- 4 病気・負傷や障害等によりマスクを着用できない場合は、配慮申請が必要になります。（→表紙裏）

基礎疾患等があることにより感染症が重症化するリスクが高い志願者へ

感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。）に罹患すると重症化の可能性がある場合や、免疫力が低下している等の感染リスクが高い場合については、大学入学共通テストにおける受験上の配慮として、「少人数の別室での受験」や「受験者1名の個室での受験」を申請することができます。

なお、申請する際には、「(1) 必要な申請書類」及び「(2) 申請の際の留意点」を十分確認して申請してください。

(1) 必要な申請書類（様式はこの冊子にとじ込んであります。）

- ① 受験上の配慮申請書（→39 ページ）
- ② 診断書（病気・負傷や障害等の区分に対応した様式）（→43～52 ページ）
- ③ 状況報告書（別室の設定）（→59 ページ）

(2) 申請の際の留意点

- ① 受験上の配慮申請書（→39 ページ）裏面の「㉔肢体不自由・病弱に関する配慮事項、その他の配慮事項」欄の「別室の設定」の「□」を黒又は青のボールペンで塗りつぶしてください。

また、「受験者1名の個室での受験」を申請する場合は、上記に加えて、「㉗その他の希望配慮事項等」欄に個室を希望する旨を記入してください。

（「別室の設定」以外にも希望する配慮事項がある場合は、忘れずに申請してください。）

- ② 診断書（→43～52 ページ）には、感染リスク等のために、別室又は個室での受験が必要な具体的な理由を明記してもらってください。

また、「少人数の別室」と「受験者1名の個室」のどちらが必要であるのかを明記してもらってください。

記入例1：▲▲病の治療後であり現在経過観察中であるため、少人数の別室を必要とする。

記入例2：●●病の治療中であり、免疫抑制剤を使用しているため、1名の個室を必要とする。

記入例3：■■病に伴う慢性呼吸障害があり、夜間人工呼吸器療法を行っているため、1名の個室を必要とする状態である。

- ③ 「状況報告書（別室の設定）」（→59 ページ）には、別室での受験を必要とする理由を記入してください。特に個室での受験を申請する場合は、「状況報告書（別室の設定）」裏面の「個室を必要とする理由」欄に、明確な理由を詳しく記入してください。

また、基礎疾患等があることによる感染防止対策として、高等学校等で行っている配慮があれば、「状況報告書（別室の設定）」に、具体的に記入してください。

受験上の配慮事項については、病気や障害等の種類や程度にかかわらず、必要に応じて申請することができますが、申請に基づき、大学入試センターで審査の上、配慮事項を決定します。決定に当たっては、個々の症状や状態等を総合的に判断します。

受験上の配慮内容 <Q & A>

Q1 試験時間中でなければ（休憩時間等）、保護者等がトイレの介助を行えますか？

A 「試験室入口までの付添者の同伴」を申請し、許可された場合、付添の保護者等が試験場内に待機することが可能になるため、試験時間中以外のトイレの介助等を行うことができます。

なお、試験時間中に、姿勢の変換、トイレ介助や痰の吸引などの医療的ケア等の専門的な介助を必要とする場合は、必ず「試験室における介助者の配置」を申請し、必要とする介助内容を受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に詳しく記入してください。

Q2 上肢に障害があり、問題冊子のページをめくったり、消しゴムで消したりする動作がうまくできない場合があるので、補助をお願いしたいです。この場合、どのような申請をすればよいですか？

A 受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に補助してほしい内容を記入してください。「問題冊子のページめくり補助」、「消しゴムで消す補助」、「リスニング機器の操作補助」などの簡易的な補助であれば、試験室内にいる監督者等が、動作を補助します。

Q3 「試験室入口までの付添者の同伴」を申請した場合の保護者等の付添者は、試験室入口まで付き添った後は試験場から出なければなりませんか？

A 「試験室入口までの付添者の同伴」を申請し、許可された場合は、試験当日に試験場内に待機場所が用意されますので、必要な場合はそちらで待機ができます。

Q4 試験時間中に、持病の発作が出る可能性があります。保護者等が試験場内に待機する必要はありますか？

A 発作の頻度や状態にもよりますが、発作が起きた時に、試験場側が適切な対応ができるように、状態をよく知る方が可能な限り試験場に待機するようにしてください。

この場合、「試験室入口までの付添者の同伴」を申請し、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に発作の頻度や状態、対応方法などを記入してください。

なお、待機場所は試験場内に用意されます。

Q5 アラーム音が鳴るような医療機器を装着して受験する場合、どのような申請をすればよいですか？

A 装着する医療機器及び理由、アラーム音の頻度や音の程度、アラーム音の止め方や必要となる処置等を受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に詳しく記入してください。

Q6 審査の結果、希望する配慮事項が許可されなかった場合に備え、第二希望の配慮事項を申請したいのですが、可能ですか？

A 可能です。

第二希望がある場合は、受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に具体的に記入してください。

（例：「別室の設定」が許可されなかった場合、第二希望として座席を最後列にすることを希望）

※ 掲載されている内容はあくまで一例です。受験上の配慮について疑問点や分からないこと等があれば、できるだけ早めに大学入試センター事業第1課（→裏表紙）にお問い合わせください。